

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例に基づく処分の公表について

1 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号。以下「条例」という。）における公表の考え方

条例の立法背景に存在する、太陽光発電設備等の電線、道路上に設置されたグレーチングやマンホールの蓋等の盗難被害の増加と被害品が特定金属類取扱業者に売却されている状況については、全国的に社会問題となっている。

条例の規制対象業（特定金属類取扱業）が不適切に行われ、営業停止等の処分を受けている特定金属類取扱業者に対して、誤って特定金属類が持ち込まれ買取りが行われるなどすることは、窃盗等の被害者の財産及び社会全体の公益を損なうことから、県民の適切な業者選択の機会を確保し、その財産保護のため、必要な情報提供を行うことを目的として、条例に基づく処分の公表を行う。

2 条例に基づく処分の公表基準

（1）公表の対象となる処分

条例に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。

ア 許可取消し（条例第6条第1項、同条2項、条例第20条）

イ 営業停止命令（条例第20条）

（2）公表の方法

公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け

イ 千葉県警察のホームページへの掲載

（3）公表の期間

公表の期間は、許可取消しについては、当該処分が行われた日から起算して5年間、営業停止命令については、当該停止期間とする。

別記様式

被 処 分 者	許 可 番 号	千葉県公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	処分に係る営業所の 名称及び所在地	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		